

増殖するハラスメント —「ハラスメント語」を考える—

佐々木 恵理

要 旨

1980年代にセクシュアルハラスメントの概念が日本に導入され、短縮語の「セクハラ」はハラスメントの実態を一気に広めることに貢献した。その後、セクシュアルハラスメントの「ハラスメント」が切り取られて、多くの造語（ハラスメント語）が作られてきた。ハラスメント語には、セクシュアルハラスメントの中心的な概念である人権や差別の告発をすることばがある。また、不快感や配慮不足を表すことばや本来のハラスメントの意味を持たない記号化したことばも作られて、「ハラスメント」は乱用されている。今後もハラスメント語は増殖し続けるかもしれないが、さまざまな事象を「ハラスメント」という用語で表現すべきではない。作り出したことばは力（権力）を持つことを意識しながら、告発する新たなことばを探したい。

キーワード：ハラスメント、「ハラ」、造語、短縮語、記号化

1. はじめに

「ハラスメント」の増殖が止まらない。このことばが生まれた発端は、言うまでもなく「セクシュアルハラスメント」(sexual harassment) 概念の日本への導入である。1980年代なかばに日本に入ってきたセクシュアルハラスメントは、当時のテレビ、新聞・雑誌といったマスメディアに大きく取り上げられ、「セクハラ」という短縮語となって一気に広まった。そして、「セクハラ」ということばが誕生してから現在までのおよそ35年の間に、「セクシュアルハラスメント」から「ハラスメント」が切り取られてさまざまな造語が作られている。

本稿では、まず日本におけるセクシュアルハラスメントの用語や意味がどのように扱われてきたのかを確認する。次に、「セクシュアルハラスメント」

の「ハラスメント」と連結して作られる語彙の例を挙げてその特徴を分析し、戦略的に作られる造語と意味の混乱状態を検証する。また、ハラスメントの意味を失っているハラスメント語の実態を記号化という視点から読み解く。最後に、これからのハラスメント語のゆくえについて考えたい。

2. 「セクシュアルハラスメント」から「セクハラ」へ

日本におけるセクシュアルハラスメントの歴史には、次の3つの出来事が登場する。

＊1986年：「西船橋駅ホーム転落死事件」（以下、西船橋駅事件）。河本和子弁護士が弁護団のひとり。支援団体は「働くことと性差別を考える三多摩の会」（以下、三多摩の会）。

＊1989年8月：日本初のセクシュアルハラスメント裁判「福岡セクシュアルハラスメント裁判」。

＊1989年12月：「セクシュアルハラスメント」の短縮語である「セクハラ」が第六回新語・流行語大賞の新語部門で金賞を受賞。受賞者は西船橋駅事件を担当した河本弁護士。

sexual harassment という用語を初めて日本に紹介した三多摩の会の誤訳と河本弁護士の受賞によって、西船橋駅事件が「初のセクハラ裁判」として間違っ

て認知されるに至り、セクシュアルハラスメントをめぐる用語は、その後混乱を極めることになる。この経緯については佐々木（2018）で詳細に論じている。

このような状況の中、用語「セクシュアルハラスメント」は短く「セクハラ」と呼ばれるようになり、一気に広まった。例えば、『朝日新聞』では、1989年から1999年のおよそ10年間で、「セクシュアルハラスメント」が見出しで用いられたのは4件、一方「セクハラ」は950件、また「セクシュアルハラスメント」が本文で用いられたのは156件、「セクハラ」は1738件と、圧倒的に「セクハラ」が使用された頻度は高かった（佐々木1999）。

ある事象が社会現象や社会問題として注目されると、それを表すことばが頻繁に用いられて、ことばは短くなり使いやすくなる。そして、ことばの普

及の背後には必ずメディアの存在がある。そうしたメディアの影響も加勢して、セクシュアルハラスメントという事象は、「セクハラ」という短縮語によって社会により浸透していったと考えられる。

セクシュアルハラスメントの認識の広がり、セクシュアルハラスメントを防止する規定として「人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）」（1999年）や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」）（改正1997年）の成立につながった。男女雇用機会均等法については、1997年にはセクシュアルハラスメント防止が配慮義務だったものが、2006年には措置義務となり、女性だけではなく男性の被害者も想定され、さらに2016年にはマタニティハラスメント防止が追加された。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案」が2019年5月に可決・成立し、「女性活躍・ハラスメント規制法」（2020年施行）においては、セクシュアルハラスメントの防止強化が盛り込まれた。未だ、セクシュアルハラスメントに関する包括的な規制法や禁止法の成立には至っていないが、1980年代半ばに導入されたセクシュアルハラスメントの認識が「セクハラ」という短縮語と共に広がり、こうした法整備へとつながったことは大きな成果である。

「セクハラ」ということばが普及し定着するにつれて、セクシュアルハラスメントの意味（定義）は多義的になった。上記の規定や法を見てもわかるように、もともと、セクシュアルハラスメントとは、「職場における」または「労働の場」における権力や支配を利用した性的人権侵害・性暴力を指す。

しかしながら、日常の一般的な使用例から見ると、「セクハラ」は、日常生活のあらゆる場面で、加害者と被害者の支配・権力関係を問わず、「性的に不快な言動だと感じられればそれはセクハラである」という意味に捉えられている。これは、先に述べたように、sexual harassment が日本語として導入された時に誤訳や誤解があったことや、このことばを巡ってさまざまな発言者が独自に意味の解釈をしてしまったこと（佐々木2018：28-31）、また「西船橋駅事件＝セクシュアルハラスメント」という間違った解釈が訂正されなかったことなどが主な原因である。また、セクシュアルハラスメント

が日本に入ってきた当初は特に、セクシュアルハラスメントの言動を各種メディアが揶揄しておもしろおかしく扱い、その後も単なるおふざけや遊びとして捉えてキャッチコピーとして使ってきた（佐々木1999：40）。現在でも、性的な発言やいわゆる「下ネタ」発言をそう呼ぶことも多く（佐々木2018：20-22）、ことばの混乱状態は続いている。

こうした「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」の不適切な使用が続いているのは、それだけセクシュアルハラスメントの告発が（男）社会に与えた衝撃が強かったからである。また女たちにとっては、誤用であるにせよ、明確な犯罪とは言いきいが繰り返される不快な性的言動を指す便利なことばとして機能してきたのだと言える。

3. 告発する「ハラスメント」

sexual harassment は日本語の「セクシュアル+ハラスメント」という音に置き換えられ、さらにそれぞれの語の頭二拍で「セク+ハラ」、そして「セクハラ」という1語になった。さらに、harassment のみが「ハラスメント」または「ハラ」となって、多くの造語が生み出されることになる⁽¹⁾。この「ハラスメント」の造語を「ハラスメント語」または「ハラ語」と呼ぶことにする。現在インターネットの複数のサイト⁽²⁾で紹介されているハラスメント語（一部を除く）を「表1」にまとめ、朝日新聞記事データベース「聞蔵Ⅱビジュアル」（以下、新聞検索）⁽³⁾でそのことばが初めて取り上げられた新聞記事の年月日と総記事数（総件数）を示した。時代的な背景があったり（就活終われハラスメント）、書籍やドラマで有名になったり（エイジハラスメント）したことばから、一時的に流行して新聞に取り上げられることばもあるし、古いことばのほうが総件数は多くなる傾向にある。そのため、新聞における使用頻度の高さがそのことばの定着の度合いを表していると安易に言うことはできない。だが、その数やばらつきから、ことばの使用傾向は見えると思う。

得られたデータを参照しながら、次の節で、ジェンダー、産む身体、性別役割分業、そして性的少数者に関わるハラスメント語について論じてゆく。

それぞれ異なるハラスメント語ではあるが、どれも性差別に対する告発と問題提起を含んでいる。

表1 ハラスメント語・ハラ語

	ハラスメント語	総件数	初出	ハラ語	総件数	初出
	セクシュアルハラスメント	2810	1989.1.29	セクハラ	8792	1988.11.11
1	パワーハラスメント	3006	2002.12.12	パワハラ	2988	2002.12.12
2	アカデミックハラスメント	201	1993.11.8	アカハラ	143	1997.6.8
3	モラルハラスメント	79	2000.6.11	モラハラ	42	2005.3.20
4	キャンパス（セクシュアル）ハラスメント	63	1999.4.14	キャンハラ	なし	
5	アルコールハラスメント	52	1990.12.15	アルハラ	45	1992.6.17
6	スクール（セクシュアル）ハラスメント	38	1999.8.13	スクハラ	2	2019.7.17
7	就活終われハラスメント	24	2015.7.23	オワハラ	41	2015.7.4
8	マタニティハラスメント	17	2013.12.1	マタハラ	187	2013.7.23
9	エイジハラスメント	17	1999.10.1	エイハラ	2	2015.11.20
10	ドクターハラスメント	16	2002.12.26	ドクハラ	7	2002.12.26
11	スメルハラスメント	11	2013.9.4	スメハラ	12	2013.9.4
12	ジェンダーハラスメント	8	2000.2.16	ジェンハラ	なし	
13	シルバーハラスメント	7	1994.6.1	シルハラ	1	1994.9.15
14	カスタマーハラスメント	6	2019.6.13	カスハラ	6	2019.6.13
15	スモークハラスメント	6	1993.12.9	スモハラ	1	2007.5.20
16	家事ハラスメント	4	2014.8.9	家事ハラ	14	2013.11.12
17	レイシャルハラスメント	4	2017.9.14	レイハラ	5	2017.9.14
18	セカンドハラスメント	3	1999.12.16	セカハラ	なし	
19	ケアハラスメント	2	2006.6.2	ケアハラ	2	2006.6.2
20	時短ハラスメント	2	2018.11.8	ジタハラ	2	2018.11.8
21	テクスチュアルハラスメント	2	2002.3.1	テクハラ	1	2002.3.1
22	ヌードルハラスメント	2	2017.12.9	ヌーハラ	1	2017.12.9
23	カラオケハラスメント	2	2000.10.20	カラハラ	なし	
24	パタニティハラスメント	1	2013.9.6	パタハラ	17	2014.2.15
25	テクニカルハラスメント	1	2000.3.28	テクハラ	1	2000.3.28
26	ブラッドタイプハラスメント	1	2017.4.26	ブラハラ	なし	
27	妊活ハラスメント	1	2017.6.11	妊ハラ	なし	
28	ソーシャル（メディア）ハラスメント	なし		ソーハラ	4	2013.1.7
29	SOGI ハラスメント	なし		SOGI ハラ	4	2018.2.7
30	テクノロジーハラスメント	なし		テクハラ	1	2000.11.9
31	エア（一）ハラスメント	なし		エアハラ	1	2018.8.9

新聞で取り上げられていないハラスメント語（アイウエオ順：「ハラスメント」部分を除く）：育児、エレクトロニック、エンジョイ、お菓子、オンライン、グルメ、告白、子なし、コミュニケーション、シングル、ゼクシャル、チェリー、テープ、パーソナル、フォト、2人目、ベ（イ）ビー、ペイシエント、ペット、マリッジ、メシ、リストラ、レリジャス

3.1 ジェンダーに関わる語

初めての「ハラスメント」との連結語は、セクシュアルハラスメントが一定の認知を得たころに登場した。「アカデミックハラスメント」と「キャンパス（セクシュアル）ハラスメント」は、ハラスメントが起きる場を大学に移してはいるが、セクシュアルハラスメント同様、そこにある権力や支配を利用した性的人権侵害や性暴力を焦点化した。そして、「セクハラは大学内でも起こっている」という社会への告発を伴っていた。1997年には『キャンパス性差別事情—ストップ・ザ・アカハラ』（上野千鶴子編）、1998年には『京大・矢野事件—キャンパス・セクハラ裁判の問うたもの』（小野和子著）といった本も出版され、大学内のセクシュアルハラスメントを顕在化させた。

この時期、各大学には次々とセクシュアルハラスメント防止のガイドラインや規定が作られ始めたが、現在は、ハラスメント行為全般の防止規定として改定されたり、「人権」ということばと共に相談窓口や委員会が設置されたりしている。男性から女性への性的な不快な言動は、性的人権侵害であるのにも関わらず、ずっと取るに足らないこととして無視され続けてきた。その言動に「セクシュアルハラスメント」ということばが与えられ、用語や意味が定着するにつれ、被害者は女性とは限らない、性的な言動だけではないとして、最終的に「人権」ということばに還元されたのだ。つまり、セクシュアルハラスメントが人権侵害であることを社会が証明したわけである。

さらに、同じ教育機関である小・中・高等学校で起きるセクシュアルハラスメントは、特に「スクール（セクシュアル）ハラスメント」と呼ばれ区別されている。例えば、「NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント防止全国ネットワーク（SSHP）」⁽⁴⁾ の設立は1998年4月で、上記ふたつのハラスメント語とほぼ同時期にできたと考えられるが、ことばの普及の度合いは若干低いようだ。

このように、セクシュアルハラスメントの概念の広がりを受けて、「アカデミック」「キャンパス」「スクール」と連結したハラスメント語が作られた。ハラスメントが起きるのは広く教育の場であることから、他のハラスメント語と比べると、定義や意味の揺れはないと考えてよい。こうしたことば

は、研究者や専門家、学校・教育関係者を中心に使用されてきた感が強いが、新聞検索の結果では、この3つのことばはすべて上位に位置している。

3.2 産む身体に関わる語

「マタニティハラスメント（マタハラ）」は、セクシュアルハラスメント同様、職場で女性が妊娠・出産・育児に関して受ける不利益を指す。日本語で「マタニティ」と言えばすぐに「妊娠（状態）・妊婦」を思い浮かべることができるが、「マタハラ」となればずいぶん印象が異なる。「マタ」が身体の「股」を、「ハラ」はそのつながりから「腹」も想起させるためか、下半身のイメージがまとわりついた響きの悪いことばである。だが次のような指摘もある。

「マタハラ」は2014年のユーキャン新語・流行語大賞の候補となった。受賞者である杉浦浩美は、もともと妊娠期の女性の労働を調査研究する際に「マタニティハラスメント」を用いたが、「この言葉を女性たちの日常的な『声』から得た」（杉浦2009：66-67）と言っている。調査した女性のことばの中には『マタ・ハラ』というような表現を使って、自らの経験を語っているものもあった。『マタ・ハラ』とは『マタニティ・ハラスメント』の略称であり『股』（＝産む身体の象徴）に対するハラスメントという意味もかけているのではないかと思われる」（同67）と説明されていて、非常に興味深い。

2015年には「NPO 法人マタハラ Net」の創設者である小酒部さやかが「国際勇気ある女性賞」⁽⁵⁾を受賞したり、2016年には男女雇用機会均等法でマタニティハラスメント防止が追加されたりして、「マタハラ」は広く認知され定着したことばになった。新聞検索では、「マタニティハラスメント」よりも短縮語の「マタハラ」のほうが圧倒的に使用頻度が高いという特徴がある。「マタ」が「股」を連想させたことが、むしろ功を奏したのかもしれない。

「マタニティハラスメント」は育児休暇取得とも関連しており、そこから新たに男性の育児休暇取得の困難さを表すことばとして「パタニティハラスメント」も生み出されている。しかし、「パタニティ」は英語の中級学習者

以上でなければ知らない語であり、一般にはなじみがない。さらに短縮語の「パタハラ」の「パタ」が擬音に聞こえてしまうため、「ハラ」とのつながりが不自然である。偶然、「育児休暇届け」の英語は maternity/paternity leave と対語になっているが、英語の maternity と日本語の「マタニティ」の意味が同じではないのに、maternity の語彙上の対語が paternity だからといって、「マタニティハラスメント」の父親版を「パタニティハラスメント」と命名することには違和感がある。働く父親に対する職場でのハラスメントは可視化されにくく、このことばの普及にはまだ時間がかかると思われる。

3.3 性別役割分業に関わる語

これまで見てきたハラスメントは、場面やハラスメントの内容の違いがあっても、被害者から見た加害者はその組織内の権力者であることが明確であった。つまり、誰から誰に対するハラスメントであるかが非常にわかりやすかった。では、ハラスメントが家庭内で起きるときはどうか。

2013年10月、竹信三恵子は「家事労働ハラスメント」ということばを冠して本を出版し、女性だけが担わされている家事育児介護労働の現状を分析・報告した。翌年8月に旭化成ホームズ・共働き家族研究所が、妻が夫の家事に口出し・ダメ出しすることを「妻の家事ハラ」として調査、シリーズ化された動画と共に発表し、大きなキャンペーンをはった。竹信は自分が初めに定義して使った「家事ハラ」とは意味が異なるとして、抗議文・要請書を旭化成ホームズに送っている⁽⁶⁾。

竹信にしてみれば、自分で定義づけして用いたことばが正反対の「妻から夫への」の意味で使われたこと、また家事労働という長く続いている固定的性別役割分業における差別性と「家事をめぐるもめごと」を混同されたことは不本意であっただろう。だが、それほど家事労働ハラスメントの意味もことばも浸透していなかったのである。新聞検索では、同時期に登場した「マタニティハラスメント」と比べても、登場回数はとても少ない。

結果として、旭化成ホームズがキャッチコピーとしておもしろおかしく使ったときのほうが、「家事ハラ」は大々的に広まった。さらに皮肉なこと

だが、いつも家事をさせられている妻たちの反感を買い、ネット上で炎上して、かえって「家事ハラ」が大きく取り上げられるようになった。

「家事ハラ」が用語としてうまく機能しなかった原因のひとつは、ハラスメントの場面が家庭内に移り、その家庭内には職場のような権力関係がないために、誰から誰へのハラスメントなのかが判断しにくかったからであろう。もうひとつは、家事労働が家庭内の性別役割分業の枠を超えて広く社会の労働問題とつながっているとしても、直接深刻な人権侵害を引き起こしているとは想像しにくいため、ハラスメントということばと家事労働が結びつきにくかったためではないか。語構成から見ると、「家事ハラスメント」は混種語であり、もともと収まりが悪い造語であることも一因だろう。

3.4 性的少数者に関わる語

性的少数者をめぐることばを簡単に解説することは容易ではない。さまざまな性のあり方を「便宜的に分類」する用語は非常に複雑で、性的少数者を表す用語は多岐にわたっている。セックス、ジェンダー、セクシュアリティの3つの性とその複雑な下位区分を基準として、さらに医学用語（医学的分類）との関係性を熟知して初めて理解できるからである。

このような中、この数年でLGBT⁽⁷⁾ということばが爆発的に広まった。LGBまでは性的指向を、Tは性自認を表す。この用語では性的少数者を網羅できないので、これまでも他の性的少数者を表すQやI⁽⁸⁾などといった頭文字を付け加えることもあった。LGBTの文字列を使うとなんとなく性的少数者のことを表せるので、性的少数者の総称として間違ってい用いられていることも多く⁽⁹⁾、目立っている割には表面的にしか理解されていないことばである。

そこで、個別的な性的少数者のあり方（状況）ではなく、広くその全体を表すために用いられ始めたのが、sexual orientation & gender identity（性的指向・性自認）の頭文字をとった「SOGI」（「ソジ」、英語では[sóu-dʒi]）である。これに「ハラスメント」を付けたのが「SOGI ハラスメント（SOGI ハラ）」で、性的少数者に対する人権侵害を告発する用語として作られた。新

聞検索では、「SOGI ハラ」が登場したのは2018年であり、まだ広く知られていることばではない。そのため、現在は当事者や専門家たちがまず SOGI についての説明を重ね、その普及に努めている⁽¹⁰⁾。

数多くある造語「○○ハラスメント」の○○に入ることばは、およそ一般的に使われている語彙から成る。しかしながら、「SOGI ハラスメント」だけは、「SOGI」の導入とほぼ同時にそのハラスメント語を作り、「SOGI→SOGI ハラスメント→SOGI ハラ」と次々に用語を展開させたため、理解が追いつかなくなっている。一般の人にとっては SOGI が何を指すのかわからず、LGBT との区別ができず、そもそも読み方さえわからない状況に陥っている。また、トゥギャッターTogetter の「SOGI ハラ（ソジハラ）って何？」⁽¹¹⁾では、複数の人が、「なぜわざわざ SOGI ハラということばを作るのか、ジェンダーハラスメント⁽¹²⁾やセクシュアルハラスメントでよいのでは」と疑問を呈している。ことばを意図的に流行らせようとする様子が見え隠れしていることに、投稿者は居心地の悪さを感じているのであろう。

別の視点から「SOGI ハラスメント」ということばを分析してみよう。SOGI は性的指向と性自認の略語なので、用語としては「(ほとんど誰にでもある) 性的指向と性自認を理由としたハラスメント」の意味になる。だとすると、異性愛者のシスジェンダー（性別違和がない）の性的指向と性自認がハラスメントの対象になるともとれるが、実際には性的少数者の性的指向と性自認に限定されているという点が、このハラスメント語の理解をむずかしくしている。これは、「性差別は女性差別を意味する」という解釈と似ているが、SOGI という聞きなれないことばが「SOGI ハラスメント」が指す意味を伝えにくくしているに違いない。単に「性的少数者へのハラスメント」とするほうがわかりやすい。

これから SOGI ということばが正しく解釈・理解されるのか、それとも誤用誤解と共に「SOGI の人」などと間違って使われてゆくのかは時間を待つしかないだろう。しばらくは混乱必至のことばであり続けるに違いない。

これまで見てきたように、ハラスメント語の系列のひとつは、セクシュア

ルハラスメントに端を発したセックス、ジェンダー、セクシュアリティに関わる用語である。その特徴は、セクシュアルハラスメントがそうであったように、初めは男性から女性に対する性差別的言動が、女性から男性へ、また同性間でも起きていると認識された点である。そして最も重要なことは、こうしたハラスメントは単なる「いやがらせ」や「不快感」などではなく、本質的な差別的言動に対して命名されていることである。

また、職場や学校などの権力関係が生じる場におけるハラスメントは「パワーハラスメント（パワハラ）」と名付けられ、権力を持つものがその立場を利用して力を行使するという、もともとセクシュアルハラスメントが持っていた構図を鮮明にした。パワーハラスメントということばは、権力構造の中で起きるあらゆるハラスメントを網羅的に説明できるという点で非常に有効に機能していて、これも告発するハラスメントのひとつと言える。そのため、他のハラスメント行為を補完するために、例えば「セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント」と併記することも行われている。

これまで女たちが女性に対する差別語の見直しを訴えてもなかなか実現しなかった。一方、「保母」が「保育士」にすぐに変更されたことが象徴するように、男性に対する差別語は容易に変更されてきた。それと同様に、セクシュアルハラスメントへの反応より、男性の被害者を想定しやすいパワーハラスメントへの反応のほうが非常に速かった。新聞検索の数字がそれを物語っているが、これは社会が未だに男性中心であることの証左である。

4. 増産されるハラスメント行為とは何か

特定の用語と「ハラスメント」とを組み合わせることで、ハラスメント語は見えない差別や人権侵害の実態をあぶり出してきた。本来「ハラスメント」ということばは、「不快な言動が繰り返して行われて、精神的肉体的に脅威を感じるほどひどく悩まされること」が人権侵害につながる場合に使用されることがふさわしい。また、起こる場面がさまざまであっても、ある関係性の中で特定の加害者と被害者を想定できるときにハラスメント行為が成立する。こうした前提がなければことばの定義はできないし、

定義が揺れれば実態が曖昧になる。さらに、ハラ語として広まると軽薄な印象が付きまとして、深刻な問題だと捉えることが難しくなる。

このように考えれば、ネットを検索して出てくる何十種類にも上るハラスメントの多くはハラスメント行為だと言えそうにない。いくつか例を挙げてみよう。「スメルハラスメント（スメハラ）」は、柔軟剤や香水の香料、または口臭・体臭に関するものを言う。香料については「香害」というわかりやすいことばがあるし、口臭や体臭がある人が差別的な扱いをされているという視点もありうる。また、「ヌードルハラスメント（ヌーハラ）」は、麺類をすすする音がハラスメントにあたるというものだ。その理由として、国際化する社会において、すすらない文化の外国人に対する配慮がないという主張もあるが、場面が日本であれ外国であれ、すすする人がその権力を行使しているとはとても考えられない。そして「レイシャルハラスメント（レイハラ）」に至っては人種差別のことであり、言い換える必要性もないだろう。

こうしたハラスメント語の広がり日本語の語彙の多様性とも言えるだろうが、中にはどう考えてもことば遊びを楽しんでいるとしか思えない造語もある。たとえある個人にとっては耐え難い苦痛であったとしても、増産されるハラ語に「またか」とうんざりしている人がたくさんいる。特に今回の新聞検索で引かからなかったハラスメント語（表の欄外を参照）のほとんどは、日常のちょっと困ったこと、イライラすること、配慮不足やマナー違反の意味合いで用いられている。ハラスメント語で表される言動が人権侵害とまで言えるのか、相手に対する差別意識の表れと言えるのか、差別の問題に直結しているのかと問うてみれば、それがハラスメントではないということがわかるはずだ。

5. 記号化する「ハラスメント」

ハラスメント語の多くは、もはや本来のハラスメント行為を表さなくなっている。ここで、従来の文脈を無視してハラスメント語が作られている様子を見てみよう。

ひとつめは、映画『ポーラー 狙われた暗殺者』（米・独、ヨナス・アカー

ランド、Netflix 配信、2019) のテレビ CM⁽¹³⁾ で流れた「マードーハラスメント」ということばである。映画は暗殺者をめぐるさまざまな殺人を扱っているのだが、皆殺しにしてゆく様子を「マードーハラスメント」と表現したようだ。かつて、女性から男性へのセクシュアルハラスメント（これはあえて「逆セクハラ」と呼ばれた）を描き話題となった映画『ディスクロージャー』（米、バリー・レヴィンソン、1994）は、「過激なセクハラシーンが見もの」などと紹介され（佐々木1999：40）、強姦行為を娯楽へとすり替えた。どちらも、センセーショナルなキャッチコピーを使うことで興行成績を上げようとしていることがわかる。

誇張表現を用いて強調するのはごく普通に行われることだが、次のような例はどうだろう。2017年7月23日、富士急行代表取締役社長の堀内光一は富士急ハイランドの新施設について会見を行った。その際、お化け屋敷について、「私も体験してみましたが、“監禁部屋” はほとんど嫌がらせに近いですね。それから、最近は様々なハラスメントがありますが、これはまさに“ホラーハラスメント”⁽¹⁴⁾ みたいなものです」⁽¹⁵⁾ と述べている。harassment の訳語である「いやがらせ」ということばをちょっとしたいたずらや遊びの延長と捉えて、悪意なく人を驚かせたり怖がらせたりするホラーな仕掛けが次々と起こることがハラスメントだというわけである。

もうひとつ、ハラスメントが肯定的に用いられているハラスメント語を紹介したい。ロックバンド名、「バンドハラスメント（バンハラ）」である。メンバーの齊本佳朗はバンド名の由来について、「そんなに深い意味はないんですけど、バンドによるハラスメントのようなキラチューンを作っていきたいなと思って。聴いていない時にも頭の中でそのバンドの曲がずっと流れてくるっていうのが、“嫌がらせ（＝ハラスメント）” みたいなものなんじゃないかなと思って付けました」⁽¹⁶⁾ と語る。先に見た2つのハラスメント語と同じく、何かの行為が連続的に起こっている過剰な状態を「ハラスメント」と捉えているが、連結された「バンド」には「マードー」や「ホラー」といった否定的な意味はない。自分たちが作った曲が耳から離れないこと、すなわち「人を虜にすること」の意味でこのことばを使っている。

これら3つの使用例を見ると、ハラスメントの原意から大きく離れていることがわかるだろう。外国語がカタカナとして使われると、原語の意味が薄まって、「なんとなくそのような」意味として曖昧になってゆく。ことばが曖昧になると、そのことばは単なる記号として使われてゆく。奇しくも齊本が言っているように、「そんなに深い意味はない」のである。ことばの意味はさほど重要ではなく、「ハラスメント」ということばのまとまりが記号となり、他のことばと結びつけられるのだ。ハラスメントということばを用いると、何か衝撃的で人目を引き、大きなブームを起こしてくれそうな予感があるし、英語のためその響きが格好いいから使うのだろう。このように、ハラスメントということばは末端では記号化され、また抽象化されている。

6. おわりに

何らかの人権侵害や差別を社会問題化したい、可視化したいと思っても、それを表す適切なことばがない場合には、その問題の解決までに時間がかかるだろう。だからと言って、それを表すために意図的にことばを作り出すとかえって反発を買うこともある。ことばを探し出し、社会の共感を得て、いくつかのハラスメント語は生き残ってきた。こうしたことばは力を持ち、人々に新しい視点を与え、法整備へとつなげることで社会を変えてきた。

セクシュアルハラスメントの短縮語である「セクハラ」が、「それを揶揄するために男性メディアによって主導的に使われ定着した用語である」（上野編1997：9）ことは事実だ。しかし、男性だけではなく、ある一定の女性からもセクハラ の告発への反発や「セクハラ男」への擁護もあり（原山2011：291-297）、「セクハラ」は社会に大きな議論を巻き起こした。「セクハラ」は流行語となってハラスメントの実態を社会に広める貢献をしたが、「ハラスメント」や「ハラ」の響きは、その後作られるハラスメント語にも影を落とし続けている。一方、ハラスメントということば自体が多義的になり、適切な文脈で用いられていないことも多く、またひどく軽薄な意味を帯びてしまっている。そのため、ハラスメントではない「ハラスメント（ハラ）」が溢れているのが現状だ。

ハラスメント語を作り出す意味は、そこにある問題をあぶりだし、解決を目指すことにある。つまり、適切なことばがないために放置されてきた潜在的な問題に焦点を当てる効果が、ハラスメント語にはあるわけだ。また、問題の本質を明確にするためには、ハラスメントが行われる場を特定し、加害・被害の人間関係を明らかにした上で、ハラスメント語の定義づけを行う必要がある。この点、世に溢れるハラスメント語が、深く人権侵害や差別に関わる言動を表しているとは言い難く、その内容も社会的議論に値するかどうかは疑問である。

また、新たなハラスメントの発見により、そのハラスメントが他のハラスメントと重なる部分があったり、一部が完全に重なったりといったことが生じるのは、ことばの特性として避けることができない。しかし、ハラスメント行為を細分化して表現しようとすればするほど、ハラスメント語の効果はむしろ失われてゆく。例えば、三浦まりが名付けた「票ハラ」⁽¹⁷⁾はどうであろう。女性と人権全国ネットワークが用いている「選挙運動・政治活動ハラスメント」⁽¹⁸⁾はどうであろう。選挙の場での女性議員へのセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントは深刻な問題であるが、それは「票ハラ」や「選挙運動・政治活動ハラスメント」なのであろうか。

これからも、ハラスメント語は便利なことばとして増殖し続けるであろうが、さまざまな次元のさまざまな事象を「ハラスメント」という用語で表現するには無理がある。また、ことばの乱用によって麻痺が起きると、その事象が大きな人権問題や社会問題をはらんでいるかもしれないのに、それを告発しようとする声を拾い上げることができなくなってしまうかもしれない。

2019年に石川優実が始めた「#KuToo 運動」は、職場で女性がハイヒールなどのかかとの高い靴の着用を強制されていることに対する抗議である。これは2017年に起きた「#MeToo 運動」をもじって作られ、「靴」と「苦痛」をかけたことばである。世界の女性を巻き込んだセクシュアルハラスメント問題と絡めたこと、また（ほぼ）同音異義語のかけことばをローマ字表記したことで一気に広まったと言えるだろう。「ハイヒールハラスメント」ではこれほどまでに話題にはならなかったに違いない。

何かのハラスメントについて問題提起をするときには、安易に「名詞＋ハラスメント」として用語を作るのではなく、「～に対するハラスメント」、「～に関するハラスメント」や「～の場におけるハラスメント」とするほうが具体的でわかりやすい。「それでは説明的すぎて、キャッチコピーとしては使えない」と言うかもしれないが、ハラスメント語はすでにキャッチコピーとして使うには、十分使い古されているではないか。

誰がどんなことばを作ろうとそれは自由だ。しかし、そのことばが正しい意味を伴って人に伝わるかどうかを考えたい。またそのことばを聞く、読む、使う立場にもなって、自己満足的ではない表現を探したい。作り出したことばは力を持つ。ことばがそうした権力を内包していることを意識しながら、「ハラスメント（ハラ）」ではない告発することばを探したいものである。

注

- (1) sexual を冠した造語はほとんど作られていない。現在見られることばとしては「セクマイ（セクシュアルマイノリティ）」がある。
- (2) 「あれこれあんさー」<https://yasei-blog.com/harassment/>、「社会人の教科書 社会人のためのビジネス情報マガジン」<https://business-textbooks.com/harassment32/>、他（2019年9月26日閲覧）。
- (3) 2019年10月22日～24日検索。用語によっては複数の意味や定義を持つが、その違いは問わないこととした。
- (4) この団体は、スクールセクシュアルハラスメントを「小学校・中学校・高等学校・大学・専門学校などの教育機関で行われるセクシュアル・ハラスメント」と説明している。<https://nposhp.jimdo.com/ssh> とは /（2019年10月14日閲覧）。この語の定義については、池谷（2014：248-259）も参照のこと。
- (5) International Women of Courage Award（国際勇気ある女性賞）は米国総務省が2007年に始めた賞。
- (6) 竹信の抗議文・要請書と旭化成ホームズのニュースリリース（2014年7月14日）は次のサイトで紹介されている。「はたらく女性の全国センター ACW2」<http://www.acw2.org/?p=2780>（2019年9月30日閲覧）

- (7) LGBT は、lesbian（女性同性愛者）、gay（男性同性愛者）、bisexual（両性愛者）、transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字。
- (8) Q は queer（性的少数者）や questioning（性的指向や性自認が決まっていない、決めない状態）、I は intersex（インターセックス、半陰陽、間性）の頭文字。
- (9) ヒラギノ游ゴが2017年3月25日のツイッターで紹介した病院の問診票の性別欄「男・女・LGBT」が話題となった。BuzzFeed が記事にしている。 <https://www.buzzfeed.com/jp/shunsukemori/lgbt-monshin-hyo>（2017年6月3日閲覧）
- (10) 例えば、以下を参照のこと。「“SOGI ハラ” って何？」NHK ハートネット 福祉情報総合サイト <https://www.nhk.or.jp/heart-net/article/33/>（2019年10月16日閲覧）。「なくそう！SOGI ハラ」実行委員会編（2019：34-39）。
- (11) <https://togetter.com/li/1111254>（2019年10月1日閲覧）。Togetter とは、ツイッターのツイートをまとめて公開できる機能のこと。
- (12) 一般的には、職場や学校などで、立場上の権力関係はなくとも、男性ジェンダーの力が働いて起きる場合や性別役割分業が強制される場合に「ジェンダーハラスメント」を用いている。
- (13) 2019年2月のテレビ番組「サンデー・ジャポン」（TBS）放送時のCM。
- (14) 「ホラーハラスメント」は、強制的に怪談話や恐怖映画の内容を聞かされたり、お化け屋敷に連れて行かれたりすることの意味で使われることが多い。
- (15) トラベル Watch「富士急行 堀内社長、富士急ハイランドの施設リニューアルに伴い会見」（2015年7月25日） <https://travel.watch.impress.co.jp/docs/news/713426.html>（2019年10月19日閲覧）
- (16) JUNGLE☆LIFE Vol. 234「特集記事」。 https://www.jungle.ne.jp/sp_post/234-banhara/（2018年10月1日閲覧）
- (17) 「票ハラ」とは女性議員が男性有権者から受けるハラスメントを指す。『「票ハラ」深刻 選挙候補者らを罵倒、無視』2019年6月17日、『東京新聞』。
- (18) 「女性やマイノリティの政治参画推進に向けた『選挙運動・政治活動ハラスメント』実態アンケート実施について」（2019年3月）女性と人権全国ネットワーク。「選挙ハラスメントアンケート結果できました！」 <http://www.projectjapanwomen.net/>（2019年10月18日閲覧）

参考文献

- 池谷孝司（2014）『スクールセクハラ なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』
幻冬舎
- 上野千鶴子編（1997）『キャンパス性差別事情—ストップ・ザ・アカハラ』三省堂
- 小野和子（1998）『京大・矢野事件—キャンパス・セクハラ裁判の問うたもの』イン
パクト出版会
- 佐々木恵理（1999）「歪められる英語の意味と性犯罪の隠蔽—テレビ欄にみるエイゴ
表記」『ことば』20 pp. 35-43 現代日本語研究会
- 佐々木恵理（2018）「『セクハラ』をめぐる言説を再考する：ことばの歪みの源泉をた
どる」『ことば』38 pp. 17-35 現代日本語研究会
- 杉浦浩美（2009）『働く女性とマタニティ・ハラスメント：「労働する身体」と「産む
身体」を生きる』大月書店
- 竹信三恵子（2013）『家事労働ハラスメント—生きづらさの根にあるもの』岩波書店
- 「なくそう！SOGIハラ」実行委員会編（2019）『はじめよう！SOGIハラのない学校・
職場づくり 性の多様性に関するいじめ・ハラスメントをなくすために』
大月書店
- 原山擁平（2011）『セクハラの誕生 日本上陸から現在まで』東京書籍

（ささき えり：獨協大学）

（2019.11.13 受理）